

日承聖人著『広経抄』について

——書誌をめぐる問題点——

株橋 祐史

一、問題の所在

両山第十二世金剛院日承聖人（一五〇一—一五七九、以下承師）の著述については、『略経抄』七卷、『四節増進記』一卷、『五段抄』一卷、『本尊抄見聞』三卷、『広経抄』四十四卷等が知られているが、書誌的あるいは教学的においてまだまだ研究未完のところである。⁽¹⁾即ち先行文献の『両山歴譜』『本門法華宗概論』『隆門教学史』『法華宗門史』等において承師著述本についての所論は、必ずしも一定していない。例せば、『両山歴譜』（日唱・日心兩本）は、『略経抄』『広経抄』については卷数著作年共に記しているが、『五段抄』『四節増進記』については書名のみで、また『本尊抄見聞』の書名は見えない。⁽²⁾あるいは、『本門法華宗概論』には、『略経抄』『広経抄』の書名を挙げ、その卷数・著述年を記しているが、他の書名はない。⁽³⁾あるいは、『隆門教学史』では、『略経抄』七卷、『四節増進記』一卷、『五段抄』一卷、『本尊抄見聞』三卷、『広経抄』四十四卷と記し、『略経抄』『広経抄』については著作年を記している。⁽⁴⁾あるいは、『法華宗門史』においては、『略経抄』『広経抄』『四節増進記』等の書名を挙げてその卷数・著述年を記しているが、『本尊抄見聞』にはふれていない。⁽⁵⁾従って、『本尊抄見聞』三卷の書名が見え

るのは、『隆門教学史』のみである等が如くである。

先年本能寺・本興寺両大本山当局のご厚意によって、『広経抄』（以下『本抄』）について真蹟本と写本との調査を許可された。この調査結果を踏まえて、『本抄』について検討を加え、名称、巻数、調卷、著作年、著述順序、内容等を明らかにすることにより、これらの研究の一助となしたい。このことはそのまま、従来不確定な承師の教学思想あるいは教学史上の置位の解明にも重要な作業であると思われるからである。

二、名 称

真蹟本によれば、各帖の表紙題僉や内題に「信解品」あるいは「従地涌出品」あるいは「如来寿量品私」等とあって、「広経抄」という名称は見えない。このことから「広経抄」という名称は承師御自身のものではないと類推されるが、古来より呼び慣わされているようである。史料によれば、他に「承抄」「承師経抄」「承師広経抄」「日承上人広経抄」「承師広之経抄」「法華広経抄」等の名称が見える。同じく承師著の「略経抄」との対比から、「略の経抄」と「広の経抄」の意と考えられ、『広経抄』の読みは「こうきょうじょう」とするのが適當と思われる。承師自身が「四十四帖」とされているので巻数は四十四卷である。これについては調卷と関連して後に再述することとする。

三、巻数と調卷

『本抄』においては、巻数については従来より四十四巻と伝えられてきた。しかし、少なくとも、調巻について注意されたことはないようである。そこで巻数と調巻について検討を加えたい。ここで巻数と調巻を確定するには、本能寺蔵の『日承筆日隆真跡聖教目録』⁶⁾を取り上げその内容に注目したい。今真蹟によって示せば、

序品五帖 方便品三帖 譬喻品三帖 信解品二帖 菓草喻品

授記品三帖 化城品二帖 五百人記品二帖 法師品二帖 宝塔品二帖

提婆品二帖 勤持安樂行二帖 涌出品二帖 寿量品四帖

分別品一帖 隨喜法師功德品一帖 不輕品一帖 神力屬累品

二〔帖か〕 葉王品一帖 妙音品一帖 觀音品一帖 陀羅尼嚴王品一帖

勸發品一帖 (異筆) 此内勸發品不足

以上四十四帖 (異筆) 神力品下二帖ノ内一卷不足日円勘之

天正七年六月十九日 日承 花押

□能寺常住

である。管見の限りこの内容に相当する日隆聖人(一三八五―一四六四、以下隆師)の著述がないことと、『本抄』真蹟本あるいは写本に照らせば、これは隆師著述の目録ではなく『本抄』の巻数と調巻を記したものであると思われることから、この文書名は「日承筆広経抄目録」(以下目録)とするのが妥当である。また、『本能寺史料 中世編』所載分と今の真蹟との相違点を挙げれば、「隨喜法師□徳品一帖」は「隨喜法師功德品一帖」であり、「神力屬累品□□」は「神力屬累品二□」とそれぞれ認められる。「異筆 神力品下二帖ノ内一卷不足日円勘之」については、特に指摘はないが、明らかに前行とも異筆である。特に注意したいのは、著述年月日の著述月である。すな

わち前掲書所載分では「天正七年八月十九日」とあって「八月」としているが、これには直ちに首肯しがたい。なぜなら、承師は天正七年七月二十二日遷化と伝えられるからである。さらに真蹟の当該箇所の文字の特徴と剥落状態から筆者は「六月」とすべきと推測している。故に前出の真蹟において「天正七年六月十九日」と読んだのは、かかる理由からである。ともあれ、本「目録」は承師最晩年の筆と考えられ非常に貴重であることに相違はない。

以上の「目録」の内容から確認できることは、「本抄」調卷の有様をはじめ、卷数は四十四卷であること、真蹟本は本能寺常住であること、複数回真蹟本との照合が見られること、このことは本抄研鑽の歴史も類推できるところ、等である。真蹟本・写本類による『本抄』調卷の実際は、本文書の「薬草驗品 授記品三帖」とあるのは「薬草驗品(上)一帖」・「薬草驗品(中)一帖」・「薬草驗品(下)・授記品一帖」であり、同「五百人記品三帖」は、「五百弟子受記品(上)一帖」・「五百弟子受記品(下)・授学無学人記品一帖」であり、同「勸持安樂行二帖」は「勸持品・安樂行品(初)一帖」・「安樂行品(下)一帖」、同「神力属累品二帖」は、「神力品(上)一帖」・「神力品(下)・属累品一帖」等である。以上を整理すれば次の如くである。

〔序品〕	五帖
〔方便品〕	三帖
〔譬驗品〕	三帖
〔信解品〕	二帖
〔薬草驗品(上)〕	一帖
〔薬草驗品(中)〕	一帖
〔薬草驗品(下) 授記品〕	一帖

〔化城品〕	二帖
〔五百弟子品(上)〕	一帖
〔五百弟子品(下) 人記品〕	一帖
〔法師品〕	二帖
〔宝塔品〕	二帖
〔提婆品〕	二帖
〔勸持品・安樂行品(初)〕	一帖
〔安樂行品(下)〕	一帖
〔涌出品〕	二帖
〔寿量品〕	四帖
〔分別品〕	一帖
〔隨喜法師功德品〕	一帖
〔不輕品〕	一帖
〔神力品(上)〕	一帖
〔神力品(下) 囑累品〕	一帖
〔藥王品〕	一帖
〔妙音品〕	一帖
〔觀音品〕	一帖

〔陀羅尼品・嚴王品〕

一帖

〔勸発品〕

一帖

以上四十四帖

四、真蹟本

真蹟は本能寺に二十二冊が袋綴じの冊子本の形態で現存している。⁽⁷⁾「如来寿量品私」四巻中の第四のみ、嘉永五(二八五二)年六月二十五日妙蓮寺日耀の寄進になるもので、承師の奥書が欠損している。他は承師の奥書が確認できる。前述の如く「本能寺常住」であること以外、伝来が不詳で、著述地・当初の形態・修復の詳細等は不明である。今煩わしいが現存分とその奥書を挙げれば、

一、「譬喩品」(三帖之内中)

(奥書) 元亀元年^{七十才}庚午七月十三日記之訖 日承花押

再覽之時可添助者也

二、「同」(三帖之内下)

(奥書) 元亀元年^{七十才}庚午七月廿八日午刻記之畢 日承花押

再覽之時可添助者也

三、「信解品」(二帖之内上)

(奥書) 元亀二年^{七十才}辛未卯月廿五日記之訖 日承花押

再覽之時謬悞之義意可消之者也

四、「化城喻品」(二帖之内下)

(奥書) 元龜三曆^{七十一才}申八月廿八日記之訖 日承花押

再覽之砌可添助者也

重言謬說可多之

五、「五百弟子受記品」(二帖之内上)

(奥書) 元龜三曆^{七十二才}申九月五日記之訖 日承花押

再覽之砌可添助者也

六、「同」(二帖之内下)・授學無學人記品

(奥書) 元龜三^{七十二才}壬申曆九月十二日記之畢 日承花押

再覽之時可添助之者也

七、「法師品」(二帖之内上)

(奥書) 元龜二年^{七十二才}辛未五月廿八日記之訖 日承花押

再見之砌可添助者也

八、「同」(二帖之内下)

(奥書) 元龜二年^{七十一才}辛未六月廿一日記之 日承花押

再覽之時可添助者也

九、「宝塔品」(二帖之内上)

(奥書) 元龜貳年^{辛未}七月七日記之訖 七十一才 日承花押

再覽之時可添助者也

一〇、「同」 (二帖之内下)

(奥書) 元龜貳年^{辛未}七月廿二日記之訖 七十一才 日承花押

再覽之砌可添助者也

一一、「提婆達多品」(二帖之内上)

(奥書) 元龜二年^{辛未}八月十二日記之訖 七十一才 日承花押

再覽之時可添助者也

一二、「同」 (二帖之内下)

(奥書) 元龜第二天^{辛未}八月廿八日記之 日承花押

再覽之時不須苦窮之可添助者也

一三、「勸持品・安樂行品(初)」

(勸持品末奥書) 元龜三^{壬申}曆九月十八日記之訖 七十二才 日承花押

(安樂行品初末奥書) 元龜三^{壬申}曆九月廿一日記之訖 七十二才 日承花押

再覽之砌可添助者也

一四、「安樂行品(下)」

(奥書) 元龜三^{壬申}曆十月六日記之畢 七十二才 日承花押

再見之刻可添助者也
前々之消文多分
同之

南無妙法蓮華經 日蓮大士
日隆聖人 自他安穩同歸常寂

一五、「從地涌出品」(二帖之内下)

(奥書) 元龜式辛未十一月晦日記之畢 日承花押七十一才

急々書写之間再覽之刻可添助者也

有後見之学侶者本門之首題御廻向

仰處也

一六、「如来寿量品私」(四帖之内第一)

(奥書) 元龜三曆壬申閏正月廿五日記之訖 日承花押七十二才

再覽之砌可添助者也

一七、「同」(四帖之内第二)

(奥書) 元龜三曆壬申三月十一日記之訖 日承花押七十二才

再覽之時可添助者也

一八、「寿量品私」(四帖之内第三)

(奥書) 元龜三曆壬申卯月七日記之訖 日承花押七十二才

再覽之時可添助者也

一九、「同」 (四帖之内第四)

(奥書) 欠損

二〇、「分別功德品」

(奥書) 元龜三年^{壬申}卯月晦日記之訖 ^{七十二才} 日承花押

再覽之時可添助者也

二一、「隨喜功德品・法師功德品」

(隨喜品末奥書) 元龜三曆^{壬申}五月四日記之畢 日承花押

再覽之砌可添助者也

(法師功德品末奥書) 元龜三曆^{壬申}五月十一日記之訖 ^{七十二才} 日承花押

再覽之時可添助者也

二二、「常不輕品」

(奥書) 元龜三年^{壬申}五月廿五日記之訖 ^{七十二才} 日承花押

再覽之時可添助者也

である。

五、著作年と著述順序

(1) 先行研究

従来、『本抄』の著作年月日と著述順序については、著述順序の捉え方によって著作年月日が一定していないのが現状である。管見の限りではあるが、著作年月日と著述順序に言及した最初の文献史料は、本興寺蔵の『本抄』写本⁽⁶⁾（以下本興寺写本）の「序品」の初帖における、両山四十一世日升師（一六七五—一七三九）の識語と思われる。これは同師が享保八（一七二三）年十一月九日に同写本の内三十四冊の表紙替えを行った際に識したものである。先ずこれを見れば、

一、升私云日承上人當經抄御作ノ次第薬王品ヨリ始テ至リ經末ニ又其ヨリ序品方便品等ト次第ノ囑累品ニテ畢レリ何トナレバ薬王品ノ末永禄十一年八月廿五日ニ記ト之有リ普賢品ノ終ニ永禄十二年八月廿日記之有サテ序品ノ初帖ノ終ニ永禄十二年九月十四日記ト之アツテ夫リ次第ノ年月延ビ行テ囑累品ノ終ニ元龜三年六月十八日記之畢七十二才日承判アリルレハ一部四十四帖永禄十一年辰ノ八月ニ始テ元龜三年申ノ六月迄功畢^下承師六十八才ヨリ七十二才ノ御時迄也⁽⁶⁾。

とあって、著述順序は、「薬王品」より書き始め後の「普賢品」に至り、「序品」・「方便品」と次第して本門八品の「囑累品」にて書き終え、永禄十一（一五六八）年八月二十五日より元龜三（一五七二）年六月十八日に至る著述であることを紹介している。この説が後の『両山歴譜』日心本に影響を及ぼし、さらに後世の『本門法華宗概論』、『隆門教学史』、『法華宗年表』の記述につながったと思われる。すなわち、

①『両山歴譜』日心本 永禄十一年条。

承師六十八才、欲記妙經全部ノ經抄、秋八月ニ從薬王品始至經末、又其ヨリ序品・方便品等ト次第シテ囑累品ニテ畢ル也、何者薬王品ノ末ニ永禄十一年八月二十五日記ト之アリ、普賢品ノ終ニ永禄十二年八月

二十日記之アリ、サテ序品ノ初帖ノ終ニ永祿十二年九月十四日記之有、夫ヨリ次第二年月延行テ、囑累品ノ終ニ元龜三年六月十八日記之畢、七十二才、日承判トアリ、然ハ壹部四十四帖永祿十一年辰ノ八月二始テ、元龜三年申ノ六月マデ功成玉ヘリ、則是云広ノ經抄也、

② 『本門法華宗概論』⁰²

永祿十一辰年承師六十八才の秋八月、葉王品より筆を執りて經末に至り、又それより序品方便品と次第して、元龜三年申六月十八日七十二才、囑累品を以て筆を終わり、全四十四帖を足掛五ヶ年にて完成せられし事年譜に見えたり。

③ 『同』⁰³

永祿十一戊辰年六十八歳の時、妙經全經を記さんと発願し、元龜三年申六月に脱稿し給う。一部四十四帖なり、廣經抄と称す。

④ 『隆門教学史』⁰⁴

永祿十一辰年承師六十八才、妙經全經を記さんと欲し、秋八月、葉王品より始め經末に至り、又其より序品方便品と次第して囑累品にて卒し、元龜三年申六月十八日七十二才満五ヶ年の大著である。四十四冊、之を廣經抄と云ふ。

⑤ 『法華宗年表』⁰⁵

永祿十一年条、八月二十五日本能寺日承、広經抄の著述を始む。

元龜三年条、六月本能寺日承、広經抄四十四卷著。

とあるが如くである。特に史料②の『本門法華宗概論』にては「年譜に見えたり」とあって前出の『両山歴譜』日

心本を引用し、この著作順序は隆師『本門弘経抄』（以下『弘経抄』）の著作順序であり、これを承師が做ったものと推論している。¹⁶⁾

これに対して、『両山歴譜』日唱本¹⁷⁾においては、

①永禄十一年条

是年□□□□承公于時六十八、造妙経一部経抄、云広経抄、七月八月此染筆始、元亀三壬申年成、調卷四十四冊。

②元亀三壬申年条

十月、承公経抄成、于時七十二才

とあって、著述順序は明確にはしないものの完成を元亀三（一五七二）年十月としている。同年十月は『安楽行品（下）』脱稿であるので、あるいはそれを想定していたかもしれない。

また、『法華宗門史』¹⁸⁾にては、

永禄十一年（一五六八）八月二十五日『薬王品』より始まり、元亀三年（一五七二）十月十六日『安楽行品』下をもって終わっている。その奥書に

元亀三壬申十月十六日記之畢 七十二才日承花押

再見之刻可添助者也 前々之消文多分 同之

南無妙法蓮華経 日蓮大士 自他安穩同帰常寂
日隆聖人

と七十二才の高齢をもちとわず、四十四帖の『広経抄』を労作した。

と永禄十一年（一五六八）八月二十五日「葉王品」より、元龜三年（一五七二）十月十六日「安樂行品（下）」脱稿としている。著述順序については『同書』「伏見宮日承略年譜」¹⁹⁾（以下「承師年譜」）において「真蹟本」と「本能寺藏常樂院日請写本」²⁰⁾（以下日請写本）の奥書によって詳細に紹介している。

以上の如く、先行研究では、著作年については、「葉王品」永禄十一年（一五六八）八月二十五日（承師六十八才）脱稿は諸説一致しているが、著述順序との関連から、その完成は、「囑累品」脱稿の元龜三（一五七二）年六月十八日、とする説と、元龜三年（一五七二）十月とする説、あるいは「安樂行品（下）」脱稿の元龜三年（一五七二）十月十六日、承師七十二才とする説等があることが確認できた。

(2) 著作年と著述順序の確定

それでは、今一度真蹟本と写本類の奥書を整理して、著作年と著述順序の確定を試みたい。前述の如く、前出『法華宗宗門史』所載「承師年譜」においてすでにこの作業はなされている。²¹⁾しかし、『同書』によれば根拠の一つである「日請写本」は、「序品」「葉王品」²²⁾「妙莊品」「勸発品」の四本が欠本しているとのことである。²³⁾また、同写本は調巻についての問題も存する。²⁴⁾以上のことから改めてこれを検討する必要があるであろう。

ここでは真蹟本と同本と前出の本興寺写本との奥書を対校して整理し著述順序を示せば、次の通りである。

（品名） （脱稿日）

葉王品 永禄十一年八月二十五日

妙音品 永禄十二年五月九日

普門品

永祿十二年六月十三日

陀羅尼品・巖王品

永祿十二年八月十二日

普賢品

永祿十二年八月二十日

序品

永祿十二年九月十八日

一

永祿十二年十月七日

二

永祿十二年十一月四日

三

永祿十二年十一月二十七日

四

永祿十二年十二月十三日

方便品

永祿十三年四月二十五日

上

永祿十三年五月二十五日²⁵

中

永祿十三年六月十二日

譬喻品

元龜元年六月二十八日

上

元龜元年七月十三日

中

元龜元年七月二十八日

信解品

元龜二年四月二十五日

上

元龜二年五月八日

法師品

元龜二年五月二十八日

上

元龜二年六月二十一日

下

宝塔品	上	元龜二年七月七日 ²⁶
	下	元龜二年七月二十二日
提婆達多品	上	元龜二年八月十二日
	下	元龜二年八月二十八日
從地涌出品	上	元龜二年十月二十八日
	下	元龜二年十一月三十日
如來壽量品	一	元龜三年閏正月二十五日
	二	元龜三年三月十一日
	三	元龜三年四月七日
	四	元龜三年四月十七日 ²⁷
分別功德品		元龜三年四月三十日
隨喜功德品		元龜三年五月四日
法師功德品		元龜三年五月十一日
不輕品		元龜三年五月二十五日
神力品	上	元龜三年六月一日
神力品	下	元龜三年六月十一日
囑累品		元龜三年六月十八日
藥草喻品	上	元龜三年七月二日

中 元龜三年七月十一日

藥草驗品 下 授記品 元龜三年七月二十八日

化城驗品 上 元龜三年八月十七日

下 元龜三年八月二十八日

五百弟子受記品 元龜三年九月五日

授学無学人記品 元龜三年九月十二日

勸持品 元龜三年九月十八日

安樂行品 上 元龜三年九月二十一日

安樂行品 下 元龜三年十月六日²⁸⁾

以上の如く、その著作期間は、永祿十一（一五六八）年八月二十五日、承師六十八才の「藥玉品」より始まり、元龜三年（一五七二）十月六日、承師七十二才の「安樂行品（下）」に至って完成したものであると確認でき、先行研究の諸説と異なるものとなった。

また、『弘経抄』の著作順序との関連についてはさらに検討の必要があろう。

六、内 容

『本抄』は『法華経』の解説書というよりは、隆師の『弘経抄』百十三巻の内容を四十四巻に要約し、学侶のために解説された冊略本というべき書物である。すなわち、『弘経抄』の内容研究よりも、むしろ、その教学内容、

所謂「本門八品上行要付」の義を説示し解説することに主眼があるように思われる。それ故に解説されるべき表題は、基本的に『弘経抄』によっており、適宜、省略・追加がなされている。一例を挙げれば、『弘経抄』寿量品釈の下の表題は「一、来意の事、観心来意の事、上行要付来意の事、本門三大秘法の事」とある。これよって『本抄』寿量品釈では「一、来意の事、次、観心来意の事、三、上行要付来意の事」として「本門三大秘法の事」は省略して解説を加えているが如くである。あるいは、同じく「寿量品 第四」の「二、譬得益不虛事」の下に、「不失心不失心の事」を取り上げ、「不失心の久遠下種者事、仰云」としてその解説は『弘経抄』の「不失心とは久遠下種の者の事」をそのまま引用し解説としている等、同様の例も多々見いだせるのである。

あるいは、隆師直弟の両山第三世日登師（一四二二～一四五九）、同六世日与師（一四二六～一四九二）等や、さらには同八世日定師（一四六二～一五三二）の義の引用も多数あり、これらは、隆師の直弟以来の教学思想を知る上の貴重な史料として興味深い。例せば、『弘経抄』の「見仏・不見仏」・「本已有善・本未有善」の義と日与師の「見仏不見仏事」義の相違を日定師の説によって紹介して、

定師御義に云く、今の隆師の仰せと与師の仰せと相違する也。隆師の御義は上処の如く不滅の上の生滅は本未有善の機のためなり。与の御義は本化・迹化、相続・退転相對して退本の本已有善の在世衆生のためと云。故に相違するなり。されども是は一辺一辺を顕したまう歟。与師は（中略）是は本已有善の一品二半の非滅現滅の大綱なり。是は一往の義なり。隆師の御義は今日釈尊の非生現生非滅現滅は仏意ながら本未有善の未来滅後の我等が上に有る心を顕したもうなり。是は再往の実義なり。本門は一向に滅後のためと云。本門八品上行要付の意なり。（中略）詮は、与師の御義は在世一品二半に即して相続・退本を顕し未来滅後の明鏡に備うる心なり。隆師の御義は八品所顕の仏意を顕し現在益物ながら未来滅後の下種に有ることを示す意なり。

と示されるように、直弟の解釈について、隆師の実義を解説する補釈としたり、また隆師義との異目を指摘したりと縦横に活用されているのである。このことは承師の教学の方法論の一側面を示していると言うべきであろう。

七、おわりに

以上の如く『本抄』の書誌をめぐって雑駁ながら検討を加え、名称、巻数、調卷、著作年、著述順序等の確定を試みた。特に承師真筆の「目録」を発見し得たことよって調卷を確定できたことは望外である。『本抄』の著作期間は、永祿十一（一五六八）年八月二十五日、承師六十八才より始まり、元龜三年（一五七二）十月六日、承師七十二才の約四年一ヶ月であるが、これは年齢と四十四帖の巻数とを考慮すればかなりの速筆であるといえる。周到な用意の上でなされたものとの想定は可能であるが、各巻末ごとの奥書に「再覽之砌添助す可き者也」と記される真意を推察するに、『本抄』は「急々の書写」³³である故に「重言謬説之れ多くある可し」³⁴であるので「謬悞之義意之れを消す可き者也」³⁵「須く苦窮すべからず。之れを添助す可き者也」³⁶との意を表明するために識されたものであると考えられることから、これは後世学侶のために隆師の実義を誤り無く伝えようとする承師の著述姿勢を端的に示しているとは言えないであろうか。

尚、『本抄』の教学内容について詳しく論ずることが出来なかつたが、機会を得て後稿に委ねたいと思つてい

る。
最後に、『本抄』真蹟本及び写本、承師関連書物等の閲覧を御快諾下さつた、本能寺・本興寺両大本山御眞首親下はじめ御当局各上人には甚深の謝意を表する次第である。

- (1) 『日蓮宗宗学章疏目錄』（日蓮教学研究所編）八九頁において、承師の著述は『四節増進記』一卷（永祿八年）、『五百弟子品抄』二卷（元龜三年）、『神属二品抄』（同）、『宗教五義抄』一卷と記されている。『五百弟子品抄』『神属二品抄』はその著述年より『広経抄』の部分であり、また『宗教五義抄』は、『五段抄』を指すものと考えられる。いずれにせよ、承師著述本について未整理と言わざるを得ない。
- (2) 『本能寺史料 古記録編』 四四九〜四五二頁、五六七〜五六八頁。
- (3) 『本門法華宗概論』二九〇頁。
- (4) 『隆門教学史』二〇七頁。
- (5) 『法華宗門史』二六四〜二六七頁。
- (6) 『本能寺史料 中世編』一四八頁所載。『本能寺文書・什宝等目錄』一六頁によれば、本文書は軸装で法量は二八・八cm×二〇・七cmであり、「日隆真跡」の「跡」は「蹟」となっている。
- (7) 『本能寺文書・什宝等目錄』一九頁、ラベル番号戊二七―一〜同―二二。
- (8) 『大本山本興寺寺宝目錄』二十四頁。成立年は「普賢品」末の両山四十一世日升師の識語によれば、天正三年三月下旬より四月中旬迄とあるが、「宝塔品上」天正二（一五七四）年十一月八日の日堯師筆のみ古く、他は天正三（一五七五）年三月下旬より同年四月中旬迄の成立で、両山第十三世日堯師在位中で承師在世中である。筆者は、日堯師以下十三名の署名が確認できる。また、整足・修復の歴史も明確であり、調巻についても、真蹟本の現存部分と調巻は一致しており、真蹟本の欠本部分は、この写本によって補い得ると思われる。『同目錄』に

「論疏四三 広経抄 四十四冊 宝塔品ノ下二帖重本、第三十七・三十八欠本」とあるが、「宝塔品ノ下二帖」は筆者と書写年とは不明であるが、「本興寺日軌」と署名がある。前出写本とは筆者が異なり、日升師による三十四冊の表紙替えの形跡もなく、通巻番号も付いていない。以上から、異本と考えられる。よって「論疏四三 広経抄」は「全四十四帖の内第三十七・三十八欠本、四十二冊」と「宝塔品ノ下二帖」との二種の写本とすべきである。また、本能寺蔵の「広経抄」十一冊の内「常不軽品」（「本能寺文書・什宝等目録」一七頁、ラベル成一三一一）は、この「第三十七欠本」そのものである。

(9) 本興寺写本の「序品」初帖の奥書は「永禄十二天己九月十八日（一）日記之訖」となっている。他の写本も此に同じ。

(10) 「普賢品」末尾にも同様の識語あり。

(11) 「本能寺史料 古記録篇」 五六八頁。

(12) 泉智巨著、五一頁。

(13) 同、二九〇頁。

(14) 「泉日巨先生著作集」（第一〇巻所収）二〇七頁。ただし「広経抄 自永禄十二年九月 至元亀三年六月 四十巻」との記載もあり。（同上）

(15) 九六〜九七頁。

(16) 同様の推論は「日隆聖人教学の序説」（株橋日涌著 『桂林学叢』第四号所収 四九頁）にもある。他に『弘経抄』の著作順序に論及したものに「本門弘経抄」考（大平宏龍著 『日蓮教団史論叢』所収）三六七頁以下がある。

- (17) 『本能寺史料 古記録篇』 四五一頁。
- (18) 『法華宗門史』 二五五頁。
- (19) 『同』 二六七頁。
- (20) 奥書によれば、天正九（一五八二）年八月十四日から同十三（一五八五）年正月二十三日成立であり、筆者常楽坊日請（伝承未詳）である。整足・修復の形跡はない。
- (21) 但し、「普門品」「普賢品」「方便品上」「涌出品上」「法師功德品」が脱落している。
- (22) 現在は本能寺に格護されている。また『法華宗門史』二六四頁の「承師年譜」において、この「薬王品」奥書を根拠として、『広経抄』の書き始めを永禄十一年八月二十五日としているが、当該箇所には奥書はない。
- (23) 『同』 二六七頁。
- (24) 例せば、「薬王品」を上下二帖、「陀羅尼品」「妙莊品」を各一帖とするのは、現在のところ同写本においてしか見出せない。
- (25) 「承師年譜」では「二三日」。『法華宗門史』二六五頁。
- (26) 「同」では「一〇日」。『同書』同頁。
- (27) 「本興寺写本」による。
- (28) 「承師年譜」では「一六日」。『同書』二六七頁。
- (29) 『日隆聖人全集』（以下『隆全』）八一―二七八―二九一頁。
- (30) 『隆全』九―四八八頁。
- (31) 『隆全』九―四二九頁。

- (32) 『本抄』 「寿量品」 第三帖の下の「二、釈難値」の下。
 (33) 『同』 「涌出品下 奥書」
 (34) 『同』 「化城喻品下 奥書」
 (35) 『同』 「信解品上 奥書」
 (36) 『同』 「提婆品下 奥書」

〈キーワード〉 日承聖人 広経抄 調卷 著作順序〉